平成２６年（フ）第２４６号
香川県さぬき市津田町鶴羽813番地５
債務者　白潟　和子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５号
青森県三戸郡南部町大字沖田面字南本村33番地３　沖田面第１団地509号、前住所青森県八戸市大字長苗代字窪田19番地36
債務者　村木　昌和
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２０４０号
名古屋市中区松原１丁目13番８号　第光ビル４Ｂ号
債務者　薬師寺夕子
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５８号
名古屋市北区山田町３丁目41番地の３　シャトーレ三栄Ⅲ２Ｂ号
債務者　落合　和夫
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４４号
長崎県長崎市竿浦町503番地　山口ビル102号
債務者　岩永　義文
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
沖縄県那覇市若狭１丁目３番１号　石川マンション505
債務者　與那覇紀子（旧姓金城）
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２０号
北海道余市郡余市町大川町２丁目19番地パークハイツ201号室、前住所北海道余市郡余市町大川町５丁目60番地　コーポ幸２Ｆ左
債務者　中村　ゆみ（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２１号
北海道小樽市オタモイ３丁目12番228号　オタモイ西団地
債務者　中鉢　良彦
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第８６号
北海道苫小牧市桜木町４丁目４番22号　ハイツ丹羽102
債務者　河合　範之
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５０号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番１―503号
債務者　桑島　慶二
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市弥生町２丁目３番１―914号
債務者　高橋　みつ
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市大成町１丁目11番１―807号
債務者　村上美和子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５８３号
仙台市太白区東中田６丁目12番34号
債務者　五十嵐吉太郎
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７５６号
宮城県多賀城市八幡２丁目15番９号
債務者　森　　崇子
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９７号
福島市笹木野字下屋敷39番地
債務者　菊田　千鶴
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
茨城県つくば市高野台３丁目４番地６　シャルマンＣ棟201号
債務者　鈴木美智子
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係